

予算委員会

予算調査室

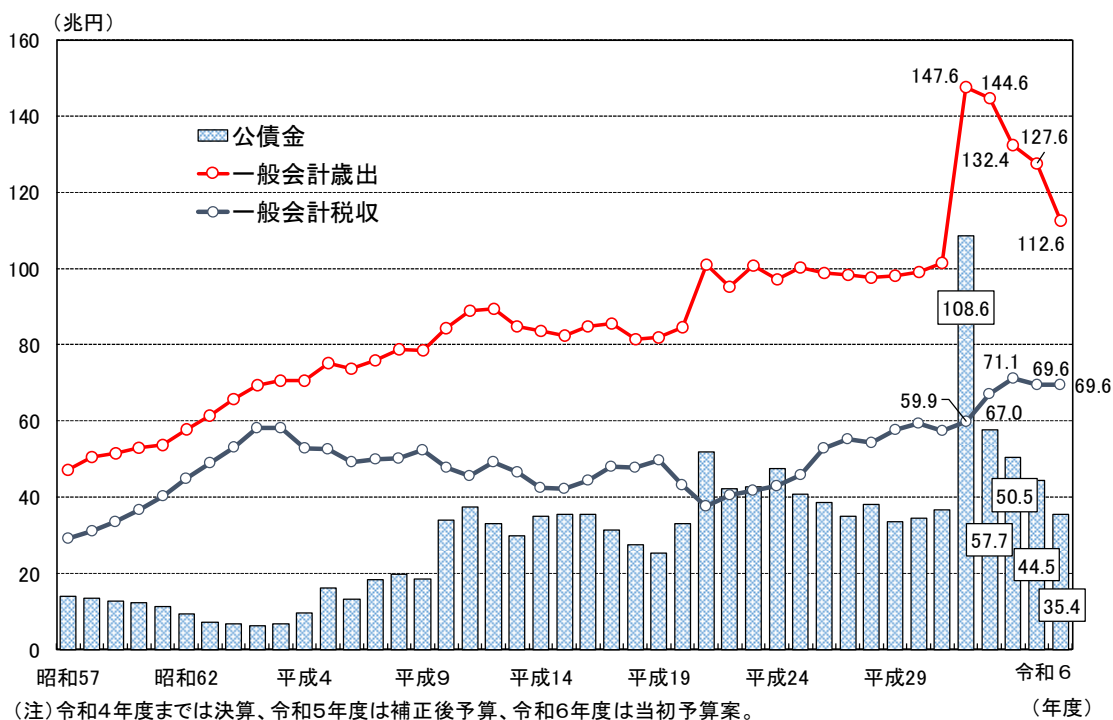
所管事項の動向

1 我が国の財政状況

(1) 一般会計における歳入・歳入の状況

令和6年度一般会計歳出（当初）は、112.6兆円が計上された。令和5年度一般会計歳出（当初）から1.8兆円減額されているが、特定予備費の減額¹と防衛力強化資金の繰入れ²という特殊要因を除けば、実質的には令和5年度当初予算を上回る額となっている。歳入は租税及び印紙収入が69.6兆円（歳入全体の61.8%）、公債金は35.4兆円、公債依存度は31.5%となっている。

一般会計における歳入・歳出の状況



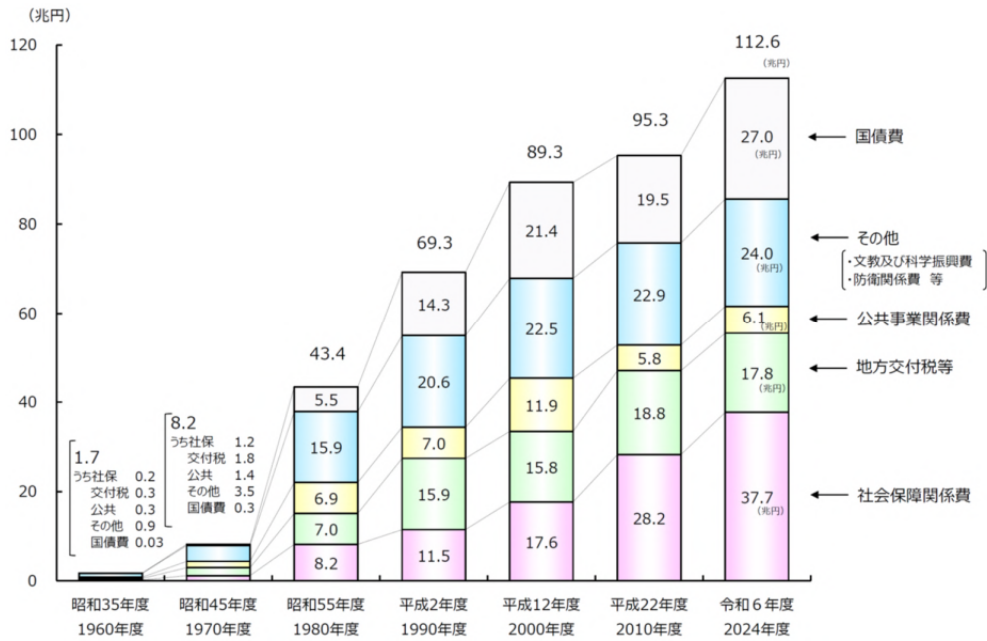
近年の一般会計歳出では、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）、社会保障関係費及び地方交付税交付金等が歳出全体の約7割を占めている。とりわけ高齢化等の影響により社会保障関係費が急増しており、令和6年度予算案では一般歳出³の過半を占めている。

¹ 令和5年度当初予算では、特定予備費として「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に4兆円、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」に1兆円の、計5兆円が計上されたが、令和6年度当初予算案では「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」の1兆円へと減額されている。なお、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」は、令和5年度補正予算で「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」に用途の変更がなされた。

² 令和5年度当初予算では3.4兆円が計上されたが、令和6年度予算案では皆減となっている。

³ 歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費。

一般会計歳出の主要経費の推移

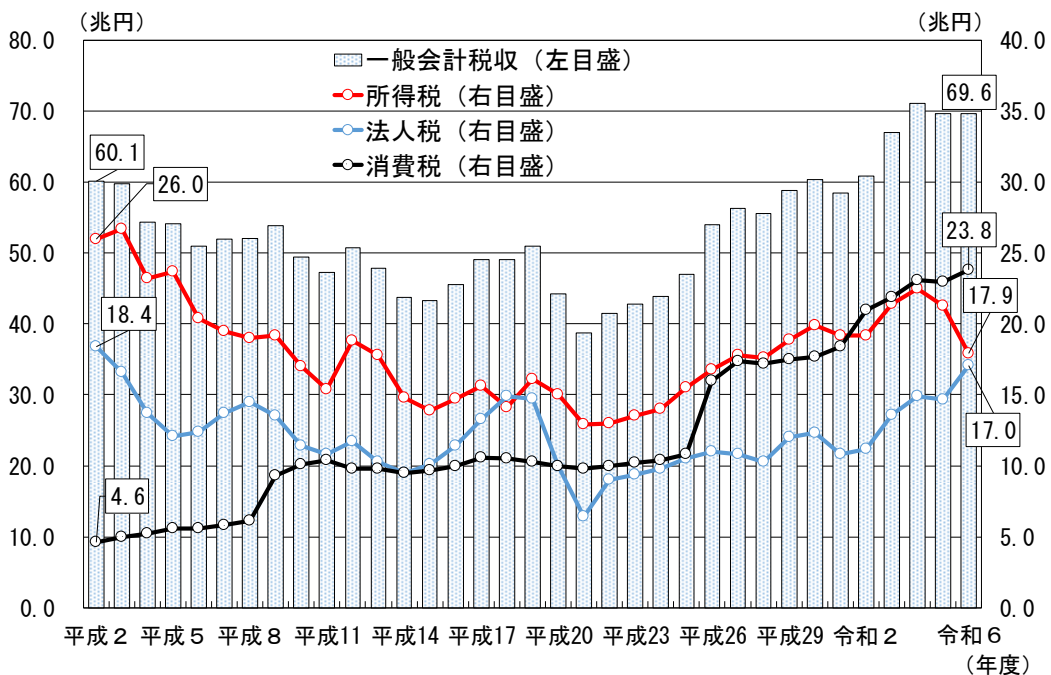


(注) 平成22年度までは決算、令和6年度は政府案による。

(出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和6年度予算政府案）』（令和6年1月）

歳入面では、税収構造がこの30年間で大きく変化している。平成2年度と令和6年度の税収構造を比較すると、消費税が税収全体の7.7% (4.6兆円) から同34.2% (23.8兆円) へ大幅に増加し、最大の税収項目となっている。他方で、所得税は同43.3% (26.0兆円) から同25.7% (17.9兆円) へ、法人税は同30.6% (18.4兆円) から同24.5% (17.0兆円) へと減少している。

一般会計税収の推移



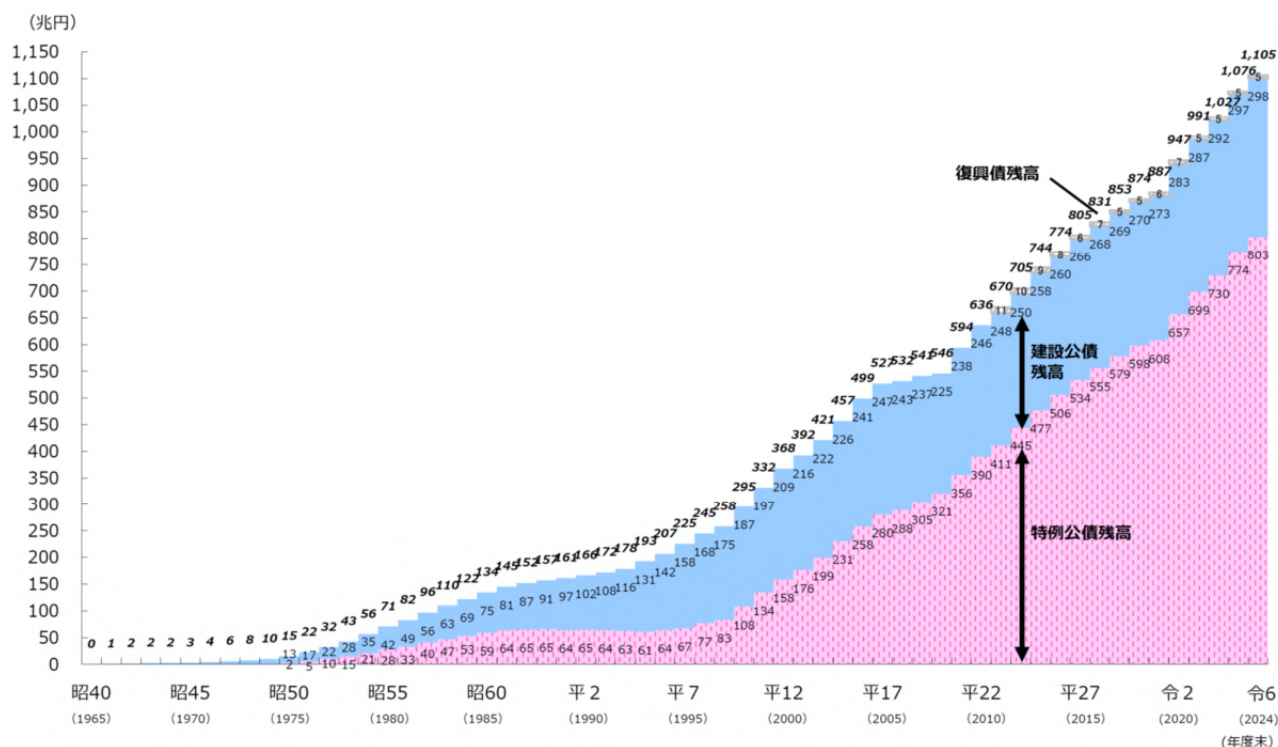
注：令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は当初予算案。

(出所：財務省資料より作成)

(2) 普通国債残高の推移

普通国債⁴残高は累増の一途をたどっており、令和6年度末には1,105兆円に上ると見込まれている⁵。財務省によれば、特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高累増の要因としては、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加といった歳出の増加、過去の景気変動による税収減といった歳入の減少が挙げられている。近年は、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のため積極的な財政出動が行われ、普通国債残高は一段と増加している。

公債残高の累増



(注1) 令和4年度末までは実績、令和5年度末は補正後予算、令和6年度末は政府案に基づく見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債（仮称）を含む。

(注3) 令和6年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は1,061兆円程度。

(出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和6年度予算政府案）』（令和6年1月））

(3) 国及び地方の長期債務残高

普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在している。令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため新規国債発行額が108.6兆円と過去最大になったことや名目GDPの水準が落ち込んだことから、国と地方の長期債務残高のGDP比は大幅に上昇した。その後も高水準で推移しており、令和6年度末には1,302兆円（対GDP比212%）に達すると見込まれている⁶。

⁴ 償還や利払いが主に税財源によって賄われている国債。

⁵ 令和6年度予算政府案に基づく見込み。

⁶ 同上。

国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円)

	平成							
	10	15	20	24	25	26	27	28
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)
対GDP比 (%)	55 (55)	87 (85)	106 (105)	141 (139)	145 (141)	148 (142)	149 (141)	152 (144)
地方	163	198	197	201	201	201	199	197
対GDP比 (%)	30	38	38	40	39	38	37	36
国・地方合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	932 (921)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)
対GDP比 (%)	103 (103)	131 (130)	149 (148)	187 (184)	190 (185)	191 (186)	191 (183)	194 (186)

	平成		令和					
	29	30	元	2	3	4	5	6
国	881 (832)	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,017 (1,002)	1,053 (1,037)	1,102 (1,067)	1,136 (1,092)
普通国債 残高	853 (805)	874 (823)	887 (843)	947 (937)	991 (976)	1,027 (1,012)	1,076 (1,041)	1,105 (1,061)
対GDP比 (%)	154 (145)	157 (148)	159 (151)	176 (174)	180 (177)	181 (179)	180 (174)	180 (172)
地方	196	194	192	192	191	187	183	179
対GDP比 (%)	35	35	35	36	35	33	31	29
国・地方合計	1,077 (1,028)	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,165 (1,156)	1,208 (1,193)	1,239 (1,224)	1,285 (1,250)	1,315 (1,270)
対GDP比 (%)	194 (185)	197 (188)	199 (191)	217 (215)	219 (217)	219 (216)	215 (209)	214 (206)

(注1) 計数は各年度末の数値。

(注2) GDPは、令和4年度までは実績値、令和5年度及び令和6年度は政府経済見通しによる。

(注3) 債務残高は、令和4年度までは実績値。国は、令和5年度については補正後予算、令和6年度については政府案に基づく見込み、地方は、令和5年度及び令和6年度については地方債計画等に基づく見込み。

(注4) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債、GX経済移行債、及び子ども・子育て支援特例公債(仮称)を普通国債残高に含めている。

(注5) 令和4年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和5年度末、令和6年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注6) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和6年度末で28兆円)である。

(注7) このほか、令和6年度末の財政投融资特別会計国債残高は92兆円。

(出所:財務省主計局『我が国の財政事情(令和6年度予算政府案)』(令和6年1月)より作成)

2 財政健全化に向けた取組

(1) 財政健全化目標

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」(第3章)及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定、以下「骨太の方針2021」という。)において、経済と財政の一体

的な再生を目指し、全ての団塊世代が 75 歳になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする必要があるとされ、2025 年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支⁷（プライマリーバランス（以下「PB」という。））黒字化と、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す財政健全化目標が設定された。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定、以下「骨太の方針 2022」という。）では、累次の方針で掲げられていたPB黒字化目標への直接的な言及がなくなり、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。」とする一方で、「経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢がゆがめられてはならない。」「必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。」とする考え方が示された。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定、以下「骨太の方針 2023」という。）においても、財政健全化について前年の表現が踏襲され、令和 6 年度予算編成に向けては、同方針、骨太の方針 2022 及び骨太の方針 2021（下記『骨太の方針 2021』で定める歳出の目安 参照。）に基づき、「経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあつてはならない。」とされた。

（「骨太の方針 2021」で定める歳出の目安）

機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間について、2019 年度から 2021 年度までの 3 年間の基盤強化期間と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。

- ① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（出所：「骨太の方針 2021」より作成）

（2）国・地方を合わせたPB黒字化の見通し

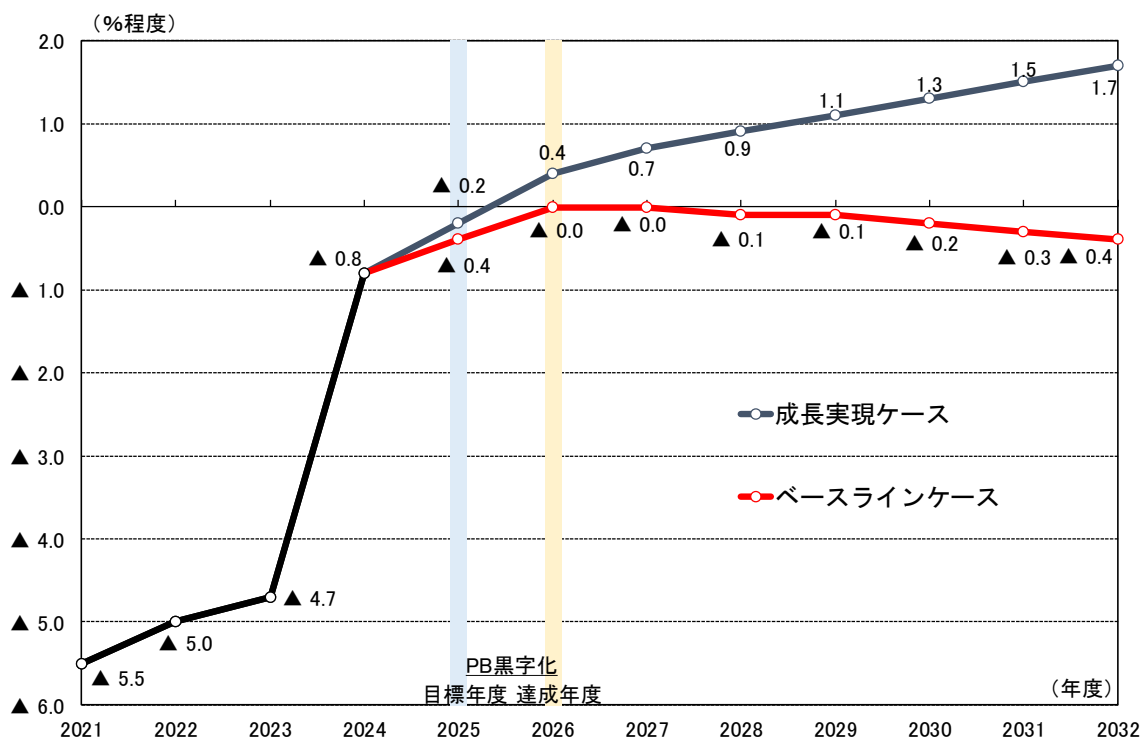
内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和 5 年 7 月 25 日経済財政諮問会議提出）によれば、中長期的に名目 3%程度、実質 2%程度の経済成長を実現すると成長シナリオに基づいた「成長実現ケース」では、2025 年度のPB赤字は対GDP比▲0.2%となり、PB黒字化は 2026 年度になると見込まれている。なお、この試算は、今後の歳出改革は織り込まれていないものであり、政府としてはこれまで同様の歳出効率化努力を続けることにより、PB黒字化は 2025 年度と 1 年程度の前倒しが視野に入るとしている。

他方、中長期的に名目、実質ともに 0%台半ば程度の経済成長率を見込む「ベースラインケース」では、2025 年度のPB赤字は対GDP比▲0.4%となり、試算期間を通じてP

⁷ 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）とは、「借入れを除く税収等の歳入」から「過去の借入れに対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

B黒字化は達成しないと見込まれている。

国・地方のPB（対GDP比）



(出所：経済財政諮問会議資料より作成)

3 令和6年度予算編成

(1) 令和6年度予算の編成等に関する建議

財政制度等審議会は令和5年11月20日、鈴木財務大臣に対し、「令和6年度予算の編成等に関する建議」を提出した。その概要は、以下のとおりである。

<p>●「令和6年度予算の編成等に関する建議」（総論）の概要</p> <p>○基本認識</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の経済・社会は構造的な変化に直面しており、依然として歴史的な転換点に立っていると見える。海外と同様、我が国でも物価高や金利上昇の常態化というこれまでとは異なる局面に入っていく可能性があり、利払費急増のリスクも念頭に置きながら、責任ある財政運営を行っていくことが一層重要。 経済が平時化する中であって歳出構造を平時に戻していくことは当然のこと。その際、将来を見据えた財政措置を制度改革等と合わせて講じ、民間主導の経済成長を実現できる環境を整えていくことが政府の重要な役割。 少子化対策は国家の持続可能性を左右するといっても過言ではなく、長期的・継続的に実施する必要があり、そうである以上、財源も安定的に確保することが不可欠。世代間・世代内の公平性を確保し、全ての世代が相互に支え合う全世代型社会保障制度を構築し、あらゆる世代の将来不安を取り除いていく必要。 <p>○経済・市場動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、個人消費、企業活動含めて我が国の経済情勢は平時に戻り、更に一部ではコロナ禍以前の水準を超えて経済活動が活性化。 グローバルな経済・金融環境においては、低インフレ・低金利基調から高インフレ・金利上昇基調へという経済の潮目の変化が継続。我が国でも物価は依然として上昇傾向、金利は長期債・超長期債を中心に一層上昇傾向。 労働市場では人手不足が顕在化。今後とも労働供給制約に直面する可能性が高いことを踏まえれ

ば、労働生産性の向上が急務。

○経済・財政運営の在り方

- ・ IMFは、本年4月のレポートで、各国政府は財政余力の構築により重点を置くことが必要等と提言。主要先進国は、こうした認識を共有し、財政健全化に向けた取組を推進。
- ・ 現在の経済情勢の下では、財政措置は真に必要で効果的な施策に的を絞って講じる必要。同時に、単に現状維持志向の政策ではなく、将来を見据えた財政措置を制度改革等と合わせて講じ、企業・個人の行動変容や産業の新陳代謝などを促すことが望ましい。
- ・ 金利上昇に伴い利払費が急増し、そのために国債を増発するようなこととなれば、市場の信認が更に揺らぎ、国債発行に当たって追加のリスクプレミアム（国債金利上乘せ）を求められることになりかねない。 そうなれば、財政運営に支障を来すおそれがあるほか、我が国の事業会社や金融機関などの資金調達にも悪影響を及ぼし得る。 また、有事において機動的な対応ができるようにするためにも、常に財政余力を確保していくことが求められる。
- ・ 令和6年度予算については、財政健全化目標の達成に向けた道筋を示し、経済・財政運営に対する市場の信認を確保するとの覚悟を持って編成に臨むことが求められる。物価・金利動向など我が国の経済の現況に鑑みれば、今がまさに財政健全化に軸足を移すべき時であり、この機会を逃してはならない。

（出所：財政制度等審議会資料より作成）

(2) 令和6年度予算の編成の基本方針

政府は令和5年12月8日、「令和6年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。同基本方針では、令和6年度予算編成について、以下のような考え方を示している。

- ・ 足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、
 - ◆ 人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速
 - ◆ 防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保
 - ◆ 防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応
- ・ を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行う。
- ・ その際、骨太方針2023で示された「本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
- ・ 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針2023を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、EBPM⁸やPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

（出所：内閣府資料より作成）

(3) 令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

政府が令和5年12月21日に閣議了解した「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、我が国経済について、30年振りとなる高水準の賃上げや企業の旺盛な投資意欲といった前向きな動きが見られることから、デフレ脱却のチャンスを迎えているとしている。他方で、賃金の上昇は物価の上昇に追い付いておらず、依然として力強さを欠く個人消費や設備投資を放置すればデフレに後戻りするリスクがあるとして、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）の裏付けとなる令和5年度補正予算を

⁸ Evidence Based Policy Making の略。①政策目的を明確化させ、②その目的のため本当に効果がある行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。

迅速かつ着実に執行し、経済財政運営に万全を期すとしている。こうした背景を踏まえて、政府は令和5年度の実質GDP成長率を前年度比1.6%程度、名目GDP成長率を同5.5%程度、消費者物価（総合）の上昇率を同3.0%程度と見込んでいる。

令和6年度の経済状況については、同総合経済対策が所得環境の改善や企業の設備投資意欲を後押しすること等により、民需主導の経済成長が期待されることを踏まえて、実質GDP成長率を前年度比1.3%程度、名目GDP成長率を同3.0%程度、消費者物価（総合）の上昇率を同2.5%程度と見込んでいる。ただし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや物価動向の不確実性、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。

(4) 令和6年度予算（案）の決定

以上のような経緯をたどり、政府は令和5年12月22日、令和6年度予算の概算を閣議決定した（令和6年度予算の概要は「Ⅱ 第213回国会提出予定予算の概要」を参照）。その後、令和6年1月1日に発生した能登半島地震への対応として、政府は同月16日、令和6年度予算の一般予備費を5,000億円増額する『令和6年度一般会計歳入歳出概算の変更』を閣議決定した。

4 今後の課題

令和6年度予算案一般会計歳出総額は、12年ぶりに前年度比減額され、112.6兆円となった。令和3年度以降、新型コロナ対策等として3年連続で5兆円という巨額の特定予備費が計上されてきたが、令和6年度は1兆円へと大きく減額されている。「骨太の方針2023」において、コロナ禍で拡大した財政支出を見直し歳出構造を平時に戻していくとの考え方が示されており、本予算案でも平時化が前進したことがうかがえる。他方、この特定予備費の減額と、令和5年度に設けられた「防衛力強化資金」への繰り入れ(3.4兆円)が6年度にはなくなったという一時的要因を除くと一般歳出は前年度比で増加しているため、歳出の効率化は進んでいないとの見方も多い⁹。

予算案のポイントに挙げられているのは、児童手当拡充などの少子化対策、物価高に負けない賃上げの促進、防衛力の強化、脱炭素やデジタル化の後押しなど、いずれも重要な分野である。他方、今後、景気の悪化や自然災害、地政学上のリスク等の予期せぬショックに備えるためには財政余力を確保していくことも必要であり、歳出の効率化や税・社会保険料の体系の適正化等に引き続き取り組んでいくことが求められる。

以下では、コロナ禍を経て予算措置上大きな変化のあった予備費、基金、及び「金利のある世界」への移行に関連した課題についてまとめておきたい。

(1) 予備費に関する説明の在り方

予備費は、予算の事前議決の原則（憲法第86条）の例外として「予見し難い予算の不足」

⁹ 『朝日新聞』（2023.12.23）、『読売新聞』（2023.12.23）等。

に充てることができる」とされており、例年、災害等に備える予備費（一般予備費）3,000～5,000 億円が一般会計に計上されてきた。予備費の中には、用途を限定した特定予備費が設けられる場合もあり、過去に使用額の大きかったものとして、リーマンショック後の「経済危機対応・地域活性化予備費」（平成 22 年度、9,996 億円）、「東日本大震災復旧・復興予備費」（平成 23 年度、4,909 億円）、「経済危機対応・地域活性化予備費」（平成 24 年度、9,099 億円）、「熊本地震復旧等予備費」（平成 28 年度、2,476 億円）等が挙げられる。

コロナ禍においては、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」が令和 2 年度に 9 兆 1,420 億円、令和 3 年度に 4 兆 6,185 億円使用され、令和 4 年度は用途が拡大された「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として、その使用額も 7 兆 814 億円に上るなど、特定予備費の使用額は大幅に増加した。特定予備費は、令和 5 年度の補正後予算で 2.5 兆円へ、令和 6 年度予算案では前述のとおり 1 兆円へと減額されたものの、コロナ禍以前と比較すると依然として規模の大きなものとなっている。

会計検査院が行った、令和 2 年度及び 3 年度に使用されたコロナ予備費についての検査結果では、他事業への流用や目内融通、全額を翌年度に繰り越している事業等が見られたこと等から、予備費の執行状況の公表や流用等を行った場合の丁寧な説明、全額を翌年度に繰り越す場合の経緯の説明等、国会及び国民に対して適時適切に情報提供に取り組んでいく必要があると指摘されている¹⁰。予備費の使用に当たっては、「予見し難い予算の不足」に充てるとの本来の趣旨も踏まえ、事後的に検証可能となるような情報開示のルールを設けるなど、透明性の向上が求められる。

(2) 急増した基金の効率的な運用

コロナ禍では基金への予算措置も急増した。コロナ禍以前、毎年度末の基金残高は 2 兆円台で推移していたが、令和 2 年度末に 8.3 兆円、令和 3 年度末に 12.9 兆円、令和 4 年度末には 16.6 兆円に上っている。基金は、2022 年度予算編成の基本方針において、「単年度主義の弊害是正のため必要に応じ新たに基金を創設する等の措置を講じていく」とされ、活用が進んできた。他方で、成果目標の設定されていない基金や執行率の低い基金の存続、基金を使った補助金に係る基幹業務を民間委託したことによる弊害等のデメリットが顕在化してきた。そのため、令和 5 年 12 月 20 日、政府のデジタル行財政改革会議は、基金の点検・見直しに関して、基金への新たな予算措置を検討する際、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては基金によらない通常の予算措置によるものとする、予算決定と同時に定量的な成果目標を策定・公表する、基金への新たな予算措置は 3 年程度とする等の方針を示した。

政府は平成 25 年度から基金シートを作成し、基金の執行状況等の把握及び公開を行っているが、安易な財政支出を防止するため、基金に関する基本法を制定するといった提案や、政府が予算書と併せて国会に提出している「予算の説明」において基金の全体像や個

¹⁰ 会計検査院「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」（令和 5 年 9 月 15 日）

別の予算計上について付記するといった提案もある¹¹。基金の効率的な運用に向け、一層の努力が求められる。

(3) 「金利のある世界」における財政運営

我が国の財政事情は、コロナ禍以前より、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等を背景に、公債残高が累増の一途をたどる等、厳しい状況にあった。加えて近年、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のための積極的な財政出動が行われた結果、公債残高は一段と増加している。

我が国の財政が危機的状況にあると言われながらも大きな影響を免れてきた背景には、低金利により利払費の負担が抑えられてきたことがある。平成 27 年度から令和 4 年度にかけて、普通国債残高は 805 兆円から 1,027 兆円に増加したにもかかわらず、利払費は 8.3 兆円から 7.1 兆円まで 7 年連続で減少を続けた。しかし、令和 5 年度補正後予算では利払費は 7.6 兆円、令和 6 年度予算案では 9.7 兆円へと急増している。政府は、日本銀行による金利操作の運用見直しを受けて長期金利が上昇したことを反映し、令和 6 年度予算案の利払費の算出に用いる想定金利を 17 年ぶりに 1.1%から 1.9%に引き上げた¹²。今後は、長期金利の動向が国債費に大きな影響を与えることが予想される。公債残高が積み上がる中、更なる金利上昇にも耐えられるような財政構造への転換が求められる。

「骨太の方針 2023」では、「中期的な経済財政の枠組みの策定に向け、経済・財政一体改革の進捗について 2024 年度に点検・検証を実施する」とされている。現在、政府は基礎的財政収支を令和 7 年度に黒字化するとの目標を堅持しているが、達成期限を来年に控え、改めて財政運営の在り方を見直すべき時期を迎えているといえよう。

内容についての問合せ先 予算調査室 奥川首席調査員（内線 68660）
--

¹¹ 藤井亮二「基金制度の沿革と課題（2）」参議院事務局企画調整室『立法と調査 No. 367』（2015. 8）

¹² 政府は、平成 19 年度以降、想定金利を引下げまたは据え置きとしており、平成 29 年度から令和 4 年度までは過去最低の 1.1%とされていた。